

議員提出議案第17号

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年11月19日 提出

守谷市議会  
議長 松丸修久様

提出者 議会運営委員会  
委員長 又秉成人

平成 年 月 日原案 決

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の160」を「100分の147.5」に，「100分の175」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

## 提案理由（議員提出議案第17号）

提案の理由を申し上げます。

守谷市議会では、議会改革を推進する中において、議会費に増加傾向がみられるところでありますが、本市の財政状況が一層厳しくなる中で、議員自らが率先して身を削ることで財政健全化への毅然とした姿勢を示すこととして、議員の期末手当の支給率を引き下げるにより、年総額で203万2千円を減額することを提案いたします。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

参考資料

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償  
に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(議員の期末手当) 第8条 (略)  2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の147.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(議員の期末手当) 第8条 (略)  2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の160</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。